

2 初 児 生 第 2 3 号  
令 和 3 年 3 月 1 日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当部課長  
附属学校を置く各公立大学法人担当部課長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

江 口 有 隣

(公印省略)

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に  
関する調査について（依頼）

文部科学省においては、別紙1の実施要項に基づき、標記の調査を実施いたします。  
については、標記の調査の趣旨等を踏まえ、下記の事項に御留意の上、調査の実施につき  
御理解・御協力願います。

#### 記

- 1 調査票の記入に当たっては、以下の点を踏まえ、それぞれの調査項目に示されている  
基準や例示等に基づいて、学校や教育委員会等が把握したものを基に行うこと。  
① 各学校や教育委員会等が回答する調査項目については、別紙2を参照すること。  
② 令和元年度調査からの主な変更点については別紙3の「新旧対照表」を参照のこと。  
③ 別紙4（別添を含む）及び調査票については、各学校まで送付すること。  
④ 調査票は、電算処理による自動集計を行うので、提出するデータについては、シー  
ト及びセルの変更、加除等の加工は行わないこと。
- 2 いじめの認知に関しては、平成28年3月18日付け27初児生第42号「いじめの  
正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通  
知）」で通知したとおり、いじめへの対応の第一歩として、いじめられた児童生徒の立場  
に立っていじめを積極的に認知するよう、学校の設置者及び学校に対して、必要な指導、  
助言を徹底して行うこと。
- 3 調査票（調査Ⅰ～Ⅷ）は、令和3年5月31日（月）までに、当課宛て電子メールにて  
提出すること。

(本件連絡先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
生徒指導室生徒指導調査分析係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3057,3208)

e-mail s-bunseki@mext.go.jp